

(目的)

第1条 この条例は、三豊市が保有する情報資産のセキュリティ対策に関する基本的仕組みを定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (2) 情報システム 電子計算機により継続的に情報を処理する仕組み(ネットワーク上のものを含む。)をいう。
- (3) 行政情報 三豊市の行政事務の執行にかかわる情報で、かつ、情報システムで取り扱うものをいう。
- (4) 情報資産 情報システム及び行政情報をいう。
- (5) 機密性 情報資産に対し使用権限のある者のみが、情報資産を使用できることを確実にすることをいう。
- (6) 完全性 情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を完全防護することをいう。
- (7) 可用性 情報資産に対し使用権限のある者が、必要ときに情報資産を使用できることを確実にすることをいう。
- (8) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (9) 人的情報セキュリティ対策 情報セキュリティに関する職員の権限及び責任の明確化、職員に対する周知徹底等の人的な対策をいう。
- (10) 物理的情報セキュリティ対策 重要な情報システムの設置場所への不正な立入り、情報システムの窃盗、破壊等を防止する等の物理的な対策をいう。
- (11) 技術的情報セキュリティ対策 情報システムを不正使用から保護するための技術的な対策をいう。

(対象範囲)

第3条 この条例の対象とする範囲は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会(以下「実施機関」という。)とする。

2 この条例の対象となる者は、実施機関が保有する情報資産に接するすべての職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員等」という。)とする。

3 前項の規定は、実施機関から業務の委託を受けた者(以下「受託業者」という。)についても準用する。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たっては、情報セキュリティに関する法令等及びこの条例を遵守しなければならない。

2 職員等は、実施機関が保有する情報(職務上知ることができた秘密に限る。)を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 職員等は、その職務目的以外で実施機関が保有する情報を閲覧又は利用してはならない。

4 職員等は、実施機関が保有する情報又は実施機関が保有する情報が記録された文書その他のものを、職務遂行上必要な場合を除き、外部へ送信等し、又は持ち出してはならない。

5 職員等は、自ら情報活用能力の向上に努めなければならない。

(受託業者の責務)

第5条 受託業者は、情報セキュリティの重要性を認識し、情報セキュリティに関する法令等及びこの条例を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの管理体制)

第6条 実施機関は、自らが保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進し管理する体制を確立しなければならない。

(情報資産)

第7条 実施機関は、自らが保有する情報資産をその内容によって分類し、その重要度に応じたセキュリティ対策を適切に行わなければならない。

(情報資産のセキュリティ対策)

第8条 実施機関は、情報資産のセキュリティを確保するため、人的情報セキュリティ対策、物理的情報セキュリティ対策及び技術的情報セキュリティ対策を適切に行わなければならない。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 市長又は実施機関は、前条の情報セキュリティ対策を行うに当たり遵守すべき事項及び統一的な判断等の基準を定めるため、情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)を策定しなければならない。

2 前項に規定する対策基準のうち、公にすることにより三豊市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがある箇所は非公開とする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 市長又は実施機関は、この条例及び対策基準に基づき、個々の情報システムについて具体的な情報セキュリティ対策を行うため、個々の情報システムごとに情報セキュリティ実施手順(以下「実施手順」という。)を策定しなければならない。

2 前項に規定する実施手順は、公にすることにより三豊市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(システム監査)

第11条 市長又は実施機関は、情報セキュリティ対策の実施状況について、システム監査(情報セキュリティに関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。)をしなければならない。

(評価及び見直し)

第12条 市長又は実施機関は、前条のシステム監査等を通じて、この条例、対策基準及び実施手順の評価を行うとともに、情報セキュリティを取り巻く環境の変化に対応できるよう必要な見直しを行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第14条 実施機関の職員又は職員であった者が、第4条第2項の規定に違反して正当な理由なく実施機関が保有する情報を漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。